

呉服商岩城枡屋の店掟と近江商人矢尾喜兵衛の所懐

末 永 國 紀

はじめに

第一章 岩城枡屋について

第二章 岩城枡屋の店掟

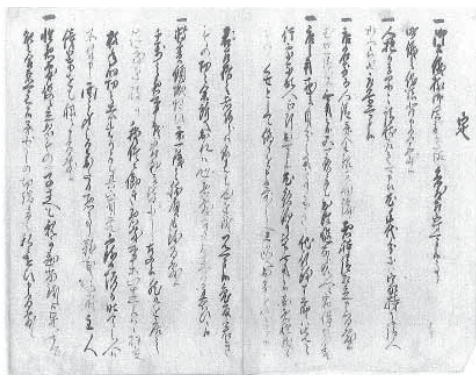
第三章 近江商人矢尾喜兵衛の所懐

むすび

はじめに

近江商人矢尾喜兵衛家に残された史料のなかに、四代目矢尾喜兵衛によつて筆写された一冊の「岩城枡屋店掟写」がある。^①内容は、岩城枡屋の店掟の写に加えて、四代目矢尾喜兵衛の座右の銘と所懐からなっている。岩城枡屋の来歴については、江戸時代の有力な呉服商であったにもかかわらず、後述するようにほとんど不明である。それだけに、筆写された店掟が残されているのは僥倖といわねばならない。

呉服商岩城枡屋の店掟と近江商人矢尾喜兵衛の所懐（末永國紀）



「岩城柵屋店掟写」



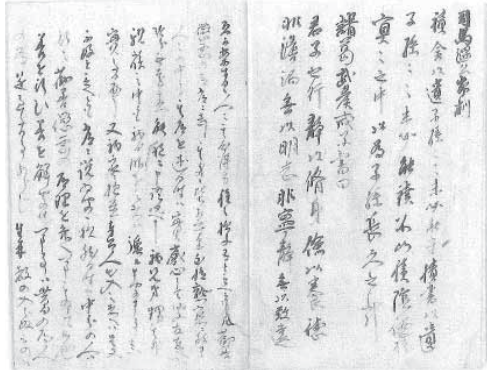
「岩城柵屋店掟写」の表紙

「岩城柵屋店掟写」は、その奥書によれば、天保一〇亥年二月七日に四代目矢尾喜兵衛が京都新烏丸通二條上ルの旅宿柳屋庄兵衛方において写し取ったものである。先ず、矢尾喜兵衛家について、初代から四代までの当主について略述しておこう。^②

近江国蒲生郡日野出身の矢尾喜兵衛家の創業年は、初代喜兵衛が三九歳で同郷の矢野新右衛門家から別家を認められた寛延二（一七四九）年である。喜兵衛は、武蔵国秩父郡大宮郷に酒造業と万卸小売業を主家との乗合い商いの形態で開店した。以来、二五〇年を経て、現在は埼玉県秩父市において、株式会社形態の矢尾本店と矢尾百貨店として存続している。

日野出身の近江商人は、酒造業を経営することが多く、その割合は四〇％を超えている。その意味では、矢尾家は典型的な日野出身の近江商人といえるであろう。同家は乗合い商いという合資形態の店を、関東地方に判明しているだけでも通算一六店展開したが、出店のなかの本店ともいえる地位にあったのは、秩父大宮郷の屋号を**柵**柵屋利兵衛と称する創業店であった。

三代目喜兵衛は、二代目の末弟であり、生年は明和八（一七七二）年である。字は保之を名乗り、立誠堂はその号。三代目は幼少時から儒学に志が厚く、三代目は、江戸後期の書家で大坂懐徳書院の塾頭も務めた



四代目矢尾喜兵衛の座右の銘と所懐

貫名海屋（名は苞）に師事した。

この「岩城枡屋店掟」を書き取った四代目喜兵衛は、三代目の長男、幼名を忠四郎、中年には新助、字は忍之、号を松下堂・恐天舎・如猿、天秤坊世渡等と称した。文化六（一八〇九）年六月二十五日の出生。一四歳となった文政五（一八三〇）年九月二十六日に初めて秩父~~家~~店へ向け出し、一〇月八日着店した。初登りは一八歳の秋であった。当主としては天保四年の二五歳から没する当年の安政三（一八五六）年まで店務を総覧した。この店掟を筆写したときは、三二歳であったことになる。

生来、蒲柳の質であったが、父親の薰陶もあり、手習いのため九歳で寺に入り、やがて心学に傾倒していった。その言動は勤儉遜讓そのものであり、「心学見聞草」「商主心法 道中独問答寝言」⁽³⁾「見聞随筆」「古今教諭歌」等の心学的処世の書を著している。

第一章 岩城枡屋について

岩城枡屋の姓は、岩城であり、屋号は枡屋である。あるいは升屋、舂屋とも書く。代々の名乗りは九右衛門である。岩城枡屋の家乗は、近代になって同家が閉店したためほとんど不詳である。呉服商として繁栄していた様子は、年次不明ながら「新版江戸花呉服屋大双六」に越後屋、白木屋、大丸、恵比寿屋、松坂屋、の次に、「岩城舂屋」として

載っていることよつて窺うことができる。⁽⁴⁾

枳屋に関する史料と記事を載せている『近江商人続写真帖』の解説によれば、元来は天津の出身といわれている。⁽⁵⁾ 初代は寛永二(一六二五)年に大津で米商を開き、三代目の九右衛門は大坂に進出して呉服店を始めたという。寛文一二(一六七二)年三月からは大坂高麗橋畔に店を移し、さらに延宝一(一六七四)年八月京都室町二条、元禄三(二六九〇)年には江戸麹町第五街にそれぞれ支店を設け、三都に呉服店を展開した。一時は大坂の店だけでも三〇〇人の店員を抱えていたといわれる。

『近江商人続写真帖』は、枳屋の資料として錦絵と一通の史料を掲げている。錦絵は、明治初年に高麗橋が大坂で最初に鉄橋に造りかえられた時の記念に発売された「浪花高麗鉄橋之図」と題するものである。錦絵には「現金掛け値なし」の看板とともに枳屋の店舗が大きく描かれている。枳屋が、江戸時代から同所で営業していたことは、天保三年刊の『浪華買物独案内』と弘化三年刊の『大阪商工銘家集』に、取扱商品として呉服太物類、場所を高麗橋一丁目、店名を「岩城満寿や」とし、四角のなかに岩の字を入れた商標とともに、「げんぎんかけねなし」の標語が載せられていることよつても知ることができる。⁽⁶⁾

『近江商人続写真帖』が掲示している史料は、次の文化一〇(二八二三)年の御用金受取証である。

【表書】

覚

銀九拾六貫目

買持米三千石

御払代平均

銀百五拾壹貫八拾六匁九分五厘

右者米価引立之御主法二付、御用金高上納有之請取候、追而御下ケ銀之節此證札引替可申処、仍如件
文化十癸酉年十一月

齊藤伯耆守組与力

弓削新右衛門 印

平賀信濃守組与力

八田五郎左衛門 印

枳屋

九右衛門殿

【裏書】

表書之通無相違為致返済可申候 以上

小浜大膳 印

表書之通相違無之もの也

酉十二月 信濃 印

参府二付無印

伯耆

右の史料は、文化一〇年に米価引き上げを目的に大坂町奉行所が、大坂の富豪に御用金を命じた時のものである。

呉服商岩城枳屋の店掟と近江商人矢尾喜兵衛の所懐（末永國紀）

奉行所はこの資金をもって米を買上げて、米価を引き上げた。この時に、枡屋が用立てた御用金としての銀九六貫目の受取証である。

大坂における同趣旨の御用金は、宝暦一一(一七六一)年にも命ぜられた。鴻池屋善右衛門、平野屋五兵衛、越後屋八郎右衛門の各五万両を筆頭に、二万五千両を割り当てられた商家につづいて、枡屋九右衛門は伊豆蔵五兵衛や富山八右衛門とならんで各一万五千両を宛がわれている⁷⁾。さらに同様の買米引き受けは、文化三年にも下命され、七千石の買い上げを命じられた⁸⁾。また、安政元(一八五四)年には海防のための御用金賦課が大津代官所によって大津の富裕町人に命ぜられ、これにに応じて二〇七名が計五三八一両を醸出した際、枡屋九右衛門は最高額の三五〇両を出している⁹⁾。

文政から天保にかけての江戸問屋の記録である『問屋株帳』には、「十組呉服問屋株帳」のなかで、枡屋は次のように記されている¹⁰⁾。

一 呉服問屋

麹町五丁目孫兵衛店

枡屋九右衛門

江州住宅二付店預り人 久右衛門 印

このように枡屋は江戸後期になっても、江戸店は呉服問屋として麹町五丁目で営業していたことを確認できる。また、安政二年七月の繰綿問屋名前によれば、江戸繰綿問屋元組に升屋九兵衛の名前が見え、その屋印も角岩なので、店名前を異にするだけの別店の存在が考えられる¹¹⁾。その後の推移は不明である。

次に、京都室町二條にあったという京店のことを伝える資料は、現在のところ見当たらない。ただ、明治二五年発行の『日本全国商工人名録』に京都市の呉服太物商として、住所を松原通烏丸東入におき、屋印を角岩とする「ますや 川畑又右衛門」の名前を見出すことができるが、岩城柝屋との関係の有無を知ることにはできない¹²⁾。

なお、岩城柝屋が大津出身で三都に呉服店をもったことからすると、その歴史は同業の白木屋に比肩できる。白木屋の創業者は、寛永一三（一六三六）年に近江国長浜で生まれた大村彦太郎である。寛文二（二六六二）年に江戸本橋通二丁目に小間物商を開店して呉服商への足がかりを築く前は、京都で諸国に材木を売り、かたわら綿布の行商に従事したと伝えられているので、持下り商いに従事した近江商人とみなすことができる¹³⁾。岩城柝屋の場合は、大津での米商から呉服商への発展とのみしか分からないので、現段階で、明確に近江商人とすることはできない。

第二章 岩城柝屋店掟について

「岩城柝屋店掟写」は、前置きと本文二五箇条からなっている。要約を紹介しながら、箇条毎に逐次検討を加えていくことにしよう。

前置きは、「店法度作法并異見之事」という表題がついている。内容は、店掟に対する態度に関するものである。店掟を読むときは、店中のもものが集合して行儀よく傾聴すること。店掟は、立身して良き商人になるための基礎となるものである。それなのに、一方的に店の都合のみを記したものと捉えるのは大なる誤りである。とくに、掟を聞きながら、いつも同じことの繰り返しと違って、軽んじてはならない。毎月二日、たとえ夜更けになっても怠りなく読み聞かせること、と念を押している。繰り返し教えるのべることで、内容を奉公人の心魂に沁みこませることを願っ

ているのである。

「定」と題した本文二五箇条の劈頭には、公儀の法度を守り、また店を開いている町内の作法に背かないようにと、遵法を求めている。通常の家訓にみられる、型通りの書出しである。

第二条と第三条は、請人、すなわち保証人を取ること、保証人に立つことに関する規定である。とくに、店名前を出して請人となることは一切禁じている。

第四条は、外出に際しての取決めである。すなわち、他行の節は支配人へ必ず断つてから外出すること。外泊や寄道することは厳禁である。

第五条は、博奕と傾城狂いは店の法度であるといっている。法度破りの悪事は、たとえ永年旧功の者であっても容赦しないとうたっている。

第六条では、性格や性根が悪質で商いの役に立たぬものは、親が子を勘当するように解雇することもあること。また、切れ端のような些細なものであっても私用に使うことを禁じ、公私の別を立てることを求めている。

第七条は、実のない人、真心の見えない者を奉公人として召し抱えておかないようにすること。主人の扶持にあずかりながら、密かに自分商いをするような人間は、盗賊同様だから、見つけ次第着の身着の儘で追出すという規定である。

第八条は、始末に関する条項である。すなわち、店での普段着は木綿に限り、絹紬は用いないこと。夏に着る帷子も同様である。商人が身を飾るようではものに立たない。仕事に身を入れ立身する者は、都鄙にかかわらず形振り構わない働き者である。奉公しているうちは始末第一にして、少しでも多く金銭を蓄え、行末のことを考えるのが分別というものである。若いときに血気に任せて金銭を浪費すれば、老後は金銭に苦しみ、後悔するものである。自

分のことは自分が一番よく分かっているのだから、自分のことを人に教えを請わず、自分で分別して慎むべきである。鎌倉時代の執権北条時頼公の歌に

我身をは我ほど思ふ人あらじ

われと案して我とおしへよ

とある通り、自分の行末をよく考えて思案工夫するのが大事である。

第九条は、趣味に耽つて本業を疎かにすることへの注意である。店の空き時間を狙つて趣味の練習をすることは商いの道に悖ることであり、昼夜ともに諸芸の稽古をしてはならない。夜に手習いと十露盤に励む以外、諸芸に親しむことは家職と出世の妨げとなるだけである。

第一〇条は、盗人と火の用心の規定である。毎夜交代で夜番をし、風の強い夜や火事の頻発するようなときは、臨機応変に夜番の人数を増やすこと。毎夜帳面類は櫃に納め、道具類も整頓して、いざという時に備えることを促している。

第一一条は、風俗風体に関する注意である。額を剃り、齒を白く磨き、男振りや身嗜みにはばかり気を配るような者は、少しずつ商人の風俗から離れていき、それは他の奉公人にも悪影響があるので、早めに解雇すべきである。故郷を遠く離れ、異郷で奉公するのも金を儲けて立身出世するという目標があつてのことではないか。いたずらに身繕いに囚われるのは、大本を忘れることになる、と諭している。

第二二条は、枱屋の表看板にもなっている、現金売りであるが故の安値販売の勘所について述べたものである。商いでは、最初は現金売りをしていても、馴染になつてくると、掛け売りに移るようになるものである。それを防ぐために、どれほど馴染になつても掛売りはしない代わりに、現金売りで安値に務めることを貫き、枱屋は律儀な商いを

するという評判を取つて、買い手の方から取引に出掛けてくるように仕向けることが肝要である。現金売りでなかつたならば、世間並みの商いになつてしまい、利の元を失うことになる。売り子を使つての商いも一切禁止する。一貫して現金商いの利点を追及する姿勢を徹底させようとしてゐることを窺うことができる。

第一三条は、仕入品に関する条項である。仕入品の品質をよく吟味し、仕入について悪い情報や不都合なことがあれば、京都へ通達すること。また仕入品が出来の悪い商品と判明したならば、値下げしてでも早めに売り捌く方がよいと教えてゐる。

第一四条は、帳合に関する規定である。金銀出納は五日毎に行うこと。その際、責任者三人が寄合ひ、入り払いの印判を押しながら、読み上げや計算を相互に輪番で行つた後、メのところの連判を押すこと。金銀出入帳は毎年京都へ差し上すこと。

第一五条は、在庫注文の心構えである。在庫は適宜に様子を見て調整すること。この在庫管理がうまくいかないと、軍を見て矢を削るように、追い込まれて売物に手をつけざるをえないような埒の明かないことになる。春夏の注文は前年の秋のうちに済まし、秋冬の注文は春に発注しておくことである。

第一六条は、商いにとってきわめて重要な販売の手順についてである。例えば、高利の期待できる商品であつても、買い手の少ないものは取り扱わないようにし、儲けは少ないが数多く捌ける品を取り寄せることである。商品は新しいうちに売り払うことを心懸け、商品の回転を上げることが商いの秘訣であり、寝かす商品が多くなるのは店の衰微する元である。とくに夏物を次の年まで抱えておくのは、一年間の金利負担の上に品物も古くなつて損失をこうむることになる、と具体的に注意をうながしている。

第一七条では、主に資金の利廻しについて述べてゐる。売上金は早速京都へ上せること。店に溜め込んでおくこと

は不用である。店の経費も膨張しないように努めること。なぜなら資金の利廻しということがあるからである。例えば、元銀一貫匁を月に一分二厘で五〇年廻せば、一〇二四貫匁になるということを昔から言い伝えている。これはあまりに迂遠なこととはいへ、今仮に銀一貫匁を月一分二厘で一五年廻せば、八貫匁になる。まして元銀に各自の合力銀を加算すれば、利廻りはもつと多くなる。京であれ田舎であれ、金持になる人はこの利廻しのことをよく知っているものである。

第一八条は、支配人と店奉公人の相互評定に関するものである。すなわち、支配人は主人の名代であるから、その申付けに背いてはならない。支配人は奉公人の勤め具合を依怙臆負なく報告すること。また奉公人の側も、支配人の勤め振りに不埒があるようであれば、そのままに捨置かず、かならず京都へ通報すること。内部通報制による相互監視を含む条項である。

第一九条は、奉公人の入用金に関する規定である。遣い銀が必要な場合は、使途を支配人へ報告した上で、京都からの差図をうけることとし、他所での金銭貸借を禁じている。

第二〇条は、支配人の振る舞いに関するもつとも長い条文である。支配人は店務の合間に売り場を巡回して、商品の過不足や値札の適不適を見極めること。支配人が、商い巧者でなかったり勤め振りが悪かったりしたら、人に下知したり指図したりもできないであろう。また、商いを下役の者に任せっぱなしするようでは支配人の資格はない。店中の商いを総攬しながら、実際の仕事は手代に任せ、失敗しそうな時は忠告を与えるのが頭に立つ者の役目である。支配人が先頭切つて商いに励めば、下役の者もそれぞれに精を出すものである。よつて店の繁昌如何は、ひとえに支配人の心一つにある。商いの上手になるということも、別のことではなく、昼夜ともひたすら商いに心を尽くし、何とかして金を儲けたいと念ずることであり、そうしてはじめて種々の創意工夫も生まれ、商い巧者になれるのである。

る。

支配人として良い商人になることができれば、別家して自分で商いを始めても失敗することはない。世間並みの通り一遍の勤め方で金儲けができるものならば、皆が金持になつてゐるであらう。しかし昔から、立身した者は指を折つて数えるばかりの少なさであり、途中で倒れたものは数知れない。主人から委任された店を自分の仕事として大切に精励すれば、店は繁昌し、それは支配人自身の立身にもつながるものである。

第二一条は、健康管理に関する規定である。人間、体が丈夫でなければ、どのような願望も成就することはできないものなので、二月と八月には全員揃つて灸治をすること。また、食事を通しての身体の養生が大事である。諸病は口から人体に入るといふことがある。病身であれば、自分自身の不面目だけでなく、親兄弟親類までの迷惑になるので健康には気をつけること。もしも誰であれ病氣になつたならば、重くなる前に名医にみてもらい、相互に看病すること。

第二二条は、傍輩同士の付き合い方について諭すものである。傍輩は一つ屋根の下に住み、兄弟のようなものであるので言葉遣いは丁寧にし、相互に分け隔てなく懇ろに接し、商いはもとより、何事も相手を立てるようになるのが人の道である。

第二三条は、孝行の勧めである。毎日少しでも仏神を拝礼するように、わけても片方の親を亡くしている者はなおさらのことである。両親の揃つてゐる者であつても、父母の安穩を祈ること。この気持のない者は畜生同然である。孝行といつても、ことさらに金銀衣服を与えることではなく、親を諫め喜ばすことができればよいのである。

第二四条も孝行の考え方に關する条項である。今も昔も、富み榮えていながら不孝者もいれば、貧乏であつてもいたつて孝行者もいるものである。したがつて孝行者であるかどうかは、貧富によるものではない。何が孝であり不孝

であるかといえ、それは親の心に叶うか否かによって決まる。親として子孫繁昌を祈らない者はいない。だから、子としてはまず身を全うし、悪名を世に顕さないように努めるのが孝の第一歩である。我が子の身上が衰えれば、親の心は苦に沈むものなので、各自は自分の立身のことをよくよく考えることである。孝道を説きながら、店での精勤と立身への自覚を促しているのである。

第二五条は、店幹部に品行を求めたものである。元が乱れては末の治まることがないというように、主人や支配人などの立場にあるものは、自身の行状が自堕落では他人に自制を促しても意味のないことになるので、行儀作法を正しくして家が治まるように努めなければならない。

以上の二五箇条を記した末尾に、後記の体裁をとって、家の式法は堅守されなければならないこと、もし蔑ろにするような者があれば解雇することを念押ししている。世間を見渡しても、最初は正しい式法であっても、経年のうちに廢れていくものである。一度廢れたものを立て直すことは至難のことである。国を滅ぼし家も失うような悪事も事の起こりは些細なことであり、それから次第に増長して家国を滅ぼすことになる。よって、この掟書を守っていけば、永代繁昌は間違いない。

この岩城柝屋の店掟の条項において、とくに目立っているものがいくつもある。先ず前文で、読み聞かせの日月を毎月二日と定めた上で、たとえ深更になろうとも全員を集めて傾聴させることを謳っている点である。掟書の読み上げは、店内の綱紀肅正を兼ねての処置であったことが窺われる。さらに掟書が、在庫仕入の管理、現金販売の堅持、早売りの勧め、資金利廻しへの注意喚起など、商売向けの具体的条項を盛り込んでいることは、商売に即した現実性を示している。また、支配人の心構えについて説く条項が詳細にわたっているのは、店の盛衰が偏に支配人の力量にかかっているという認識を語っている。それは第一八条に「物中よりハ支配人勤悪敷移り候歟、不埒之様相見へ候ハ、

其次く「早速ニ可申越候」とあるように、支配人の勤務振りに対する内部通報制の挿入にも表出している。

また、第一三条、第一四条、第一七条、第一八条、第一九条では、京都へ通報や注進する事柄が定められている。これからすると、三都の店のなかで、京都が当主の住まいする本店であったことが窺われる。

第三章 近江商人矢尾喜兵衛の所懐

岩城枅屋の店掟につづいて四代目矢尾喜兵衛は、所懐を述べる先立って、己の座右の銘とする司馬温公（司馬光）の家訓と諸葛武侯（諸葛孔明）の戒子書からの引用文を載せている。読み下し文は次の通りである。

司馬温公の家訓

金を積み以て子孫に遺せども、子孫未だ必ずしも能く守らず
書を積み以て子孫に遺せども、子孫未だ必ずしも能く読まず
冥々の中に陰徳を積んで、以て子孫長久の計を為すに如かず

諸葛武侯の戒子の書

君子の行いは、静以て身を脩め、儉以て徳を養う、澹淡に非ざれば、以て志を明かにする無く、寧靜に非ざれば、以て遠きを致す無し

「愚か案する二」で始まる喜兵衛の所懐は、直接的には岩城柁屋の店掟と無関係に記されている。所懐の文末で喜兵衛は、「今爰二口に任せた出放題、自語自筆二書ちらして居る、私もハイ天窓を搔て居り升」と戲言風に表現しているが、内容は、石門心学に傾倒していた日頃の想念を率直に述べたものである。「愚か案する二」という書出し自体、『石田先生語録』のなかの「愚云」や「愚思二」という表現に近似している。⁽¹⁴⁾

前段に述べられているのは勸善懲惡の勧めである。勸善懲惡ということを常に志して善を行い、兄弟親族をはじめ奉公人や出入の者へも善を説き聞かせることが大事であり、世のため人のためには至上のことである。孟子も人の性は善であるといっているが、そのためには教育が必要である。性相近く習相遠しというように、人の天性は似たり寄ったりであるが、その後の環境や勉学によって大きな差が生じるものなので、知恵のつきは始める手習いの年頃から善人に親しませることが重要である。人は自分のことを自分自身では知り難いものである。その人の志を知るには、交流する友人をみれば分かるという古人の金言があるように、強欲、奢侈、吝嗇に傾かないように交友の所行を自分の鏡とすることである。

二段目では、物の冥加を知り始末の効用を語っている。すなわち、この天地の間に存在する物は天の恩恵と地の養育によるものである。決して人力だけで生み出されたものではない。この冥加を知れば、物を使うということは、どんなささやかな物であっても天地から借用するのと同じことである。借り物である以上、粗末に扱ったり損じたりして、物が壊れてしまうことを恐れ慎まなければならない。天地の間にある物は、どんな品であれ減らないように心懸け、物を愛し、物の効用を尽くし、仮にも無益のことに浪費してしまわないように始末することが大事である。物の本来の役目を果たさせるような使い方をすることは、天地への奉公である。このように心掛ける人を冥加を知るといっているのであり、そのためには随分と善心がなければならぬ。家内一同が、この冥加を知るとなると、万事が

都合よくなり、いつの間にか物が豊かになるものである。これは理詰めに考えたり損得を考えたりしてできることではない。

物を使う場合も、その物の効用が無益になるような使い方を忌避し、物の効用を使い尽くすように使用することを始末と捉えていることを知ることができる。とくに「兎角天地の間ニ有物ハ何品ニ而も減らぬやうニ心懸て、物を愛し用ニ立へき事ニハ用ニ立テ、其功を躰し、仮にも不益の事ニ物を費し不申やうニ始末よく、何品ニ而も捨り有ものハ拾ひ上ケ何用ニ成りとも遣ひ、其品の功を取候様ニいたし候事、天地の御奉公と申ものにて候」という表現には、石田梅岩の語録を編纂した『石田先生語録』のなかの次の言葉を想起させざるものがある。⁽¹⁵⁾

凡ソ天地ノ間ニ生ヲ受ル物育ヒ無クシテ有ルベカラズ。(中略) 如是五穀ヲ育ヒ立ル為ニ八万人コト々々ク苦シムナリ。此ノ苦ミヲ哀シメバトテ一日モ食ネバナラヌ此ノ身ナリ。此ノ身ヲ養フコトヲ思ハゞ無益ニ舎ル物ノ費ヘヲ思フベキコトナリ。

三段目は、時世の風潮を批判して、農工商それぞれに本来の職分を尽すことが国益に叶い、家内長久の基になると主張している。昨今の世の習いは、金儲けさえすれば身代は良くなつて家も長久するように思っている人が八〇九割もいる。しかしこれは間違いであり、全くそのようなことはない。

百姓は、世間のため国のためになる有用な作物をたくさん作り出すからこそ天職であり、それが冥加というものである。欲得から初茄子一つに金一分というような高価なもの、奢侈にかかわる高値の品物ばかり作り出す農家は農人の天職を汚すものである。百姓の本来の冥加を弁え、耕作を大切にする農家は子孫も長久するものである。

職人も国家の実用に役立つ品を作り出すように努めるならば、天意にも冥加にも叶うであらう。それなのに、無益な何の用にも立たない奢侈の者が玩ぶだけの高価な品を作り出すのは、たとえ人目を驚かすほどの腕の職人であつても、人々を奢侈に趣かせるだけであり、安価な国家の役に立つ品物を作る国用の職人にはるかに及ばないものである。商人については、二種類に分けて論じている。国家の実用の品を商売する者を上商売人と呼び、そのような商人は利も薄いが天地の意に背かない商家なので、子孫繁昌して家内長久のきつかけになるような商人である。しかし一方、百人の商人中八〇人は、何の役にも立たない無益の品を売り出す無国用の商人である。なかには、世上の人々を奢侈に引き入れる商人や、善人を不善人にするような商人もいる。すなわち、人を煽つて私欲に耽る物好きに仕立て、詰まらないものに大金を投じさせ、それを誉めそやしてますますへんてこな人間にしてしまうような商人である。

元来、商人というものはお客から商品の価格に応じてお世話賃として口銭をいただき、そのお蔭で一家や奉公人を養い育てているのである。それだから、品物をよく吟味し、もし品質が悪ければ値段を下げて口銭もできるだけ薄く売り、一度来したお客が喜んで再訪したくなるように仕向けるのが大事であり、正直と薄欲の二つを常に忘れないようにすることが肝要である。この後の記述は、奢りからくる商家の様々な醜態を書き綴っている。そしてこの段の結論として、商家の主人の本意は、仁ということを心底にもつて奉公人に正直の功德を熟達させ、礼儀を説き聞かせ、家内和順して、奉公人が一家の主に育つて主恩に感謝するように成長することであると結んでいる。

最終段では、人の道というのは、ただ忠孝のみであると説いている。忠孝の道は、慈悲善根布施供養といえども及ぶところではないが、聖人の言にあるように、言うは易く行ふに難い道であると。

むすび

岩城枅屋の店掟と近江商人矢尾喜兵衛の所懐を、金儲けということと利益に対する見方の二つに絞って両者を対比してみよう。

岩城枅屋の店掟には、金儲けあるいは金を貯めることに類する記述が四箇所ある。第八条のなかの「何れも始末を專一致し、奉公之内ニ給金壹分ニ而も金をため、行末落着いたし候様思案分別尤ニ候」という文言である。老後では、何をおいても先立つものは先ず金であるから、若い時の血氣に任せて浪費してはならない、金を貯めよという戒めである。

続いて第一一条では、「第一故郷をハ離れ遙ニ奉公に出るも何の爲じや、何卒銀を儲け立身の望ミ出世の爲ならずや」と問いかけ、金（銀）儲けと立身出世をほとんど同義のように受け止めている。さらに、支配人の役目と心構えについて述べた第二〇条のなかでは「只万事を打捨昼夜共商内に心を尽し、是非とも銀もふけ可致と存するより外なく候、夫々して種々工夫起り巧者にも成るものにて候、（中略）世間並の商内務いたすが能と存知てハ天地遼ニ違可申候、夫にて銀儲けにならハ皆分限に成へく候得とも、昔々立身致し候者は指折ばかり、倒れたるハ数は不知候」とある。支配人に対して、その役目柄、昼となく夜となく是非とも金儲けしたいという一念で仕事に向かわなければならぬと説き、金儲けが通り一遍のことのできるものならば誰でも金持になれるが、そのような容易いものではなく、金持を維持することも極めて困難であると論じている。

ここでは、金儲けということが老後の安定や立身出世と直に結びつけられて語られていることが大きな特徴である。そのことは、この店掟全体が現実的で即物的な条項から構成されていることと符号している。

一方、矢尾喜兵衛の所懐は、金儲けについて「凡世間の習ひハ只金儲けさへすれハ身代よくなりて其家も長久するやうニ思ふ人八九分もあり候得とも、全左様の事ニ而ハ無之候」と、金儲けさえすれば家の長久は保証されるという世間的な考えを真つ向から否定している。家の長久は、農工商ともに国家の利益になるような物を、産出・製作・流通させることによつて冥加に叶い、はじめて可能となると繰り返し述べている。金儲けについて、矢尾喜兵衛が岩城枡屋と対極にあるのは明らかであろう。

次に利益に対する見方では、岩城枡屋の店掟は第一六条で、「高利有物ニ而も主速き物ハ決而取り寄せず」と述べている。高利が見込めるものであつても、売れ行きの悪いものは取り扱わないことを規定している。さらに、文末の次の二つの歌でも高利を狙うことを戒めている。

かけもせず高利もとらす現金に

ものを仕うれハ末は繁昌

売附を失ふ事は何ゆへぞ

かけと高利のふたつにそあり

これに対して、矢尾喜兵衛は「元来商人ハ買人ハ御客ニて其価の品ニ応じ御世話賃ニ口銭を貰ひ其御影ニ而今日親妻子且又奉公人を養ひ育ものなれハ」と、商人は購買者から世話賃として口銭という利益を得て暮らしを立てていく存在であると明確に規定している。そうであるからには売り物としての商品については、「品物ニ匱抹なきやう匱抹あらハ明白申直段を下ケ口銭成丈薄して御客方の一度御入来あらハ其次より其見世へ不相替御入来有やうニ御客方も悦で御買物御入来被成候やうニ致す事、是則正直薄欲の二つニある処也、此儀を常ニ忘れざるやうニ心得事肝要ニ

候也」と述べている。すなわち、商売で肝要なことは、品物をよく吟味し、もしも品質の悪いものがあれば正直に客に伝え、値下げの上で口銭も薄くして売ることである。そうすれば、客は再来の客となるであろう。だから正直と薄欲の二つが大事であるというのである。

このような利欲の抑制による薄利ということは、矢尾喜兵衛に限られるものではなく、近江商人の家訓にはよく見られる考え方である。一例として挙げると、西川甚五郎家の家訓である。そこには、たとえ品薄の時でも余分の口銭を取ることを禁じた文言が繰り返して記されている。すなわち「付り、商内事、諸品致吟味、薄き口銭二而売捌、譬舟間之節二而も、余分口銭申請間敷候、惣而世間害成事致間敷候事」という文言である。⁽¹⁶⁾

矢尾喜兵衛の商人存在のあり方からする明白な薄利観に対して、高利をとらないというだけの岩城枅屋の利益観は一籌を輸するものがある。陰徳や儉約によつて徳を積むことで子孫長久を計る司馬温公や諸葛武侯の言葉を座右の銘とした喜兵衛が、敢えて己の考え方に即さない店掟を写し取った真意を推し量ることは、また別の問題である。

参考のために、「岩城枅屋店掟写」の全文を翻刻して後に掲げておこう。

注

- (1) 矢尾家日野文書、史料番号、三二二九一一。
- (2) 『矢尾家略歴 下編』一〇六一―一八頁。
- (3) 末水國紀・本村希代・奥田以在「近江商人の石門心学修養録」商主心法 道中独問答寝言『経済学論叢』(同志社大学)第五七卷第二号、二〇〇五年。
- (4) 『豪商百人』、別冊太陽一八号、平凡社、一九七六年、七〇頁。
- (5) 『近江商人事績写真帖』下巻、滋賀県経済協会、一九三〇年、二二五―二七四。宮本文次『近世商人風土記』日本評論社、一九七一年、では、

出典は不明ながら、岩城柝屋は大津駅玉屋町の出身で、大坂開店は寛永六年、京都店は寛文七年、江戸店は延宝五年の開店であったと記している（同書、一八二頁）。

- (6) 『大阪経済史料集成』第二巻、一九七七年、三四〇、五二九頁。
- (7) 『大坂市史』第五、一九二一年、八三六頁。
- (8) 同書、八六九頁。
- (9) 『新修大津市史』近世後期 第四巻、一九八一年、四三五頁。
- (10) 石井寛治・林玲子編『白木屋文書 問屋株帳』吉川弘文館、一九九八年、三頁。
- (11) 江頭恒治『近江商人中井家の研究』雄山閣、一九六五年、二四二―二四五頁。
- (12) 白崎五郎七編纂『日本全国商工人名録』一八九二年、二二二頁。
- (13) 『白木屋三百年史』一九五七年、一六一―一七頁。
- (14) 『石門心学』日本思想体系四二、岩波書店、一九七一年、六〇―六一頁。
- (15) 同書、三四―三五頁。
- (16) 文化四年「勘定目録帳」、西川文化財団所蔵。

岩城柝屋店掟写全文

(凡例)

・原文には適宜「、」を付した。

呉服商岩城柝屋の店掟と近江商人矢尾喜兵衛の所懐（末永國紀）

- ・ 漢字は常用漢字を用いた。
- ・ かなは現行のひらがな・カタカナに改めたが、而(て) およびメ(しめ)、**ㇿ**(より)についてはもとの字体のままとした。
- ・ 誤字と思われる場合でも、原文のままとした時は(ママ)を加えた。

【表紙】

「 矢尾喜兵衛

岩城枅屋店掟写

【全文】

店法度作法并異見之事

- 一 掟書読時、物中集り行義(ママ) 不乱静二趣を聞届ケ、相守可申候、若誰二而も式法を軽メ我俣ニ働き候は、暇遣し可申候、此巻卷は店之為斗り二而は無之、面々能商人ニ成り、立身可致基二候、然ルを不心得にて店之為斗り之様二思ひなし候は大き成る誤りニ而有へし、扱いつも替らぬ同し事なれば、度々見聞ニ不及とて、疎略ニ致し置申間敷候、古人之金言ハ心有者は譬へ書ニ致し、朝夕見可申候、然らハ此巻もの各々商内ニ誠ニ金言ニ而有べく候、毎月二日無懈怠夜更候とも無退屈急度読聞可申候

定

- 一 御公儀様御法度之趣、急度相守可申候事

町儀之作法背申間敷候

一 人抱候は早々請狀取之可申候、尤手代分にハ家持之請人式人宛取置可申候

一 店名前而人請、并金銀は勿論、惣躰請相立申間敷候、尤口請合無用ニ候、又一夜ニ而も出姓慥ならぬ人宿借し申間敷候

一 店之用或は自分之用事有之他行致す節ハ、先之行処支配人江断出可申候、尤夜泊り堅無用ニ候、国悪性成るもの、くせとして偽りを申寄く余路へ出るものニて候、若左様之あれハ何れも心を附見可申候、兎角若きもの、切ニ余所へ出れハ、必悪敷事出来る基ひニ候

一 博奕傾城狂ひ、并一錢之勝負も致間敷候

一 千万之悪事も最初は皆少し事ニ候、然ルを店之法度を破り、我俣ニ働き悪敷事等出来候ハ、譬へ数年旧功之者たりとも其宥免不致候、増而昨今之人ハ不及申、面々身より出たる悪事難義及候時、主人傍輩をも恨ニ申間敷候

一 性悪敷役ニ立ぬものハ子さへも親か勘当致し候定ニて、能々合点可有候、并少しの切端ニ而も私に遣ひ申間敷候

一 実無き者一切抱置申間敷候、内外ニおいて私商内決而致間敷候、何方而も我れ主人之扶持を蒙りながら自分之持を致す事、天道之道ニ有間敷候、亦世間ニ売へきとやらん致す事有、此方手代に左様之者出来候は、見附次第に着の俣にて追出し可申候、是盜賊と言ものニ候

一 店にて平生木綿着物より外絹紬着申間敷候、帯ニも糸るい無用ニ候、夏の帷子も是ニ準し可致候、兎角商人は見廻りニ心移り而ハ、持之道不精ニ成つてかならず役ニ立不申候、商内に能精を入れて持を大事として立身致

す者ハ、京田舎に不限形りふり身の廻りニ構ひ申さぬものニ而候、何れも始末を專一致し、奉公之内ニ給金壹分ニ而も金をため、行末落着いたし候様思案分別尤ニ候

皆若き時不覚悟ニ而、血氣之勇に任せ錢銀をむさと遣ひ減し一生貯なく年寄、礎と行当り後悔致すものニ而候、大方世間此利を不弁、笑止ニみゆるもの多く候、老衰候時、金銀なければ思の外苦し涙ものニ而候、我身ハ人の異見を請へき事ニ非らず、我と分別して我と慎ミ可申候、鎌倉西明寺時頼公御歌に

我身をは我ほど思ふ人あらじ

われと案して我とおしへよ

尤も世間之為難有教訓之御歌なり、只呉々人の身之行末思案工夫肝要也

一 店ニ而昼も抜を遣ひ手習致し、惣して商内之為に見分悪敷事并昼夜共諸芸之稽古致し申間敷候、但し、夜ニ入若透隙候ハ、手習と十露盤の稽古可致候、此外に諸芸嗜無用ニ候、勿論余所へ出之杯は猶以之事ニ候、商人の道外習嗜事は家職之妨出世の障りニ候

一 盗人并火の用心、平生無油断心得可申候、尤年中夜每替りく々に夜番致すへし

何時而も風吹候夜、又は火事繁き砌りハ定番の外、加役を相添尚以入念可申候、尤夜毎帳面櫃に納メ、万店に有之道具之類能片附置、足まどひに成らぬ様ニ致し置可申候

一 額に角を立齒を白く磨き、或は鏡を見男振を作り身嗜ミ致間敷候、只商人は朝夕商内振か肝要候、皆其役目の人ニ候得は也

若如此委細之異見之趣聞ながら不合点成人あらハ、縦忍ひくも商人の風俗ならぬ様ニ致すものあらは、事なき内に暇遣し可申候、兎角性の悪敷者目永ニして抱置候得は、後々能者にも其風俗が移り、諸傍輩の妨に相

成可申候、第一故郷をハ離れ遙ニ奉公に出るも何の爲じや、何卒銀を儲け立身の望ミ出世の爲ならずや、然は身の行末の事思案工夫分別の外、別の嗜も身の繕ひも不入もの二候

一 商内之事、始ハ現金ニ売申候得共、馴染掛り候得は油断出来、かけにも致すもの二候、何程馴染候ても掛ぬと安きを表に致し、枳屋は律儀成る商内の仕様と値段安く現金ならでハ売不申と名を取、先より慕へ買に見へ候様に仕成可申事專一也、此商内の仕様ならでハ、現金商内の元を失ひ、世間並の商内に成り可申候、尤売子商内一切致し申間敷候

一 諸事仕入物能吟味致し、悪敷事ハ毎度京都へ通達可致候、又出来不出来のものハ当座ニ欠引致し、直を引下ケ安くとも売払候が能候

一 金銀出入算用五日宛ニ可致候、但し三人宛寄合、入払印判ヲ以押合可致候、右三人廻り読、廻り算ニ致し一座之者其メの所へ連判致し置可申候

附り出入帳年々京都へ差為登可申候

一 注文仕様売物無之申遣してハ間似合不申候、縦八十反物五反売、残り五反在之内ニ申遣し、其内に五反を売り可申と勘をくり申さねハ常々売物に手を附可申候、注文程大事ハ無之候、軍を見て矢をけづる仕様ニ而は埒明不申候、是能合点可有候、春夏の注文ハ秋中ニ致し、秋冬の注文ハ春ニ可致ハ是肝要也

一 売物手廻しの事別而商内の肝要也

たとへハ、高利有物ニ而も主遠き物ハ決而取り寄せず、利無少とも数多捌け主近き物を取寄せ、兎角売物古く成らぬ内売払候而、新ら敷仕替事が商内の秘事也
此心得を失ひてハ寝が衾もの多く出来候而、店衰微致すべくと、殊ニ夏物次の年迄抱置候得ハ、壹ケ年の利懸

り、又代呂物古くなり損し申候、此段手代中にも能々合点可有候

一 売溜り金銀早速ニ為登可申候、見合置候事不用ニ候、惣而商人ハ遣ひ多く候てハ分限ニならぬものにて候、店遣ひ銘々遣ひ多くならぬ様ニ可致候、就夫銀廻しを知ル第一の事、世間の人不知之候、譬は元銀壹貫匁を月壹分式ニ五十年廻し候得ハ、千式拾四貫匁成り申由昔より申伝へ候、是ハ遠き事、銀壹貫匁を壹分ニ二十五年廻せハ八貫匁に成申候、此上面々合力銀を加かけ算用致し見可申候、此利廻し不存ものハ始末悪敷、店之遣ひ自分之遣ひ多く成り可申候、昔より京田舎不限分限ニ成る人ハ此利廻しを能存候、必元手の出来ぬものハ始末も悪敷、精も出さぬものニ候、此趣能々合点有べし、尤小買物方常々吟味致し為買^{マカ}せ可申候

一 我等名代に差置候支配人之義ニ候得ハ、勿論我々に少しも不相替可思候、諸申附候義背申間敷候
扱又、支配人よりハ惣中之精不精之様子無依怙可申登候、惣中よりハ支配人勤悪敷移り候歟、不埒之様相見へ候ハ、其次くハ早速ニ可申越候

必疎略致置申間敷候、聞流し見流しニ致し置候事、実之奉公人と申者而はなく候

一 惣手代中遣ひ銀、過分ニ借り申間敷候

尤無抛入用あらハ如何様の品而何程入申候と支配人へ相尋、其上京都^カ差図有之候は、格別之事ニ候、并ニ他所ニ而金銀貸借致間敷候

一 支配人毎日隙々に店の売物見廻りて、代呂物足り不足善悪見極メ、札の欠引致し可申候、支配人商内不巧者又は勤悪敷候而は人ニ下知も差図も成り申間敷候、末々の者に任せ置商内致させ候而は、支配人と申者而は無之候、惣店中商ひ我心に引受申、手代中に致させ、若仕そんじさう成筋あらハ、早速に下知を加へ可申候、是頭たる者の役ニ而候也

我等名代ニ候得は店中の商ひ我事と身ニ引請すしてハ支配人の甲斐も無之候、頭たる者商内ニ精出し候得ハおのつから末々迄も精出すものにて候、然らハ店繁昌不繁昌ハ只支配人の心忝つニ有之候、扱商内上手ニ成といふハ別の事にもなく、只万事を打捨昼夜共商内に心を尽し、是非とも銀もふけ可致と存するより外なく候、夫^らして種々工夫起り巧者にも成るものにて候

能商人ニ成候得ハ、自身商内致し候節身持損し申間敷候、然らハ主人の奉公德ニ成り可申候、世間並の商内務いたすが能と存知てハ天地遼ニ違可申候、夫にて銀儲けにならハ皆分限に成へく候得とも、昔^ら立身致し候者は指折ばかり、倒れたるハ数は不知候、主の儀を我事と大切ニ昼夜無油断精出し候得ハ店も繁昌致し面々の立身も可致候

一 人ハ第壹不堅固にてハ、万願ひ事不叶、思ふ事も成就せぬものにて候、然らハ二月と八月ニは何れも不残灸治致し可申候

扱、平生食養生肝要ニ候、諸病ハ口より入と申事有、兎角病身にてハ其身斗の迷惑ニあらず、親兄弟親るい迄も苦を懸け候、若又誰ニ而も相煩ひ候ハ、病氣重くならぬ前ニ早く大医ニ相頼み養生為被致可申候、相互ニ能看病可致候事

一 諸傍輩ハ如兄弟之、然ハ言葉遣ひ等慇懃にして少しも妬ミ思ふへからず、相互無隔心念頃を尽し、商内事ハ不及申、何事も我より人を育候様可致候、夫か人の本といふものにて候

一 暫時成とも毎日仏神を拝礼すへし

若又片親に而も欠けたる人ハ尚以の事ニ候

一 両親ある人ハ父母の安穩を祈り可申候

此心なきものハ人の皮を着たる畜生同前ニて有へく候、扱第一親ニ孝行志し至而厚く可有候、尤金銀衣服をあ
たへ参らせるか孝行ニてもなく候、只親をいさめ悦ばしむるが孝行といふものにて候

一 昔今を見聞に、富榮へても不孝成も有、又貧にても至而孝行成人も有、然は孝をなす事偏ニ貧福によらす、兎
角親の心にかのふを以孝とす、不叶を以不孝とす、人々親々子孫繁昌を祈らぬハなし、然らハ人ハ身を全し世
に出ぬ事は孝行の初也、我子の身の上衰へぬれハ父母の心苦ニ沈むもの而候、然らハ立身の事皆々能心得可申
候、

一 一師源くらけれハ万弟道に迷ひ、一犬声誤れハ万吠といふ事あり、是皆元乱れて未治る事なしと誠教たる言葉
也、然は第一主人次に家々支配致し候もの、行義作法不正してハ叶わぬ事、兎角身の勤め自他楽ニテハ如何程
人を製すとも全く其甲斐有間敷候、支配人能心得候而身の行義正敷致し家を治メ可申候

右之條々少しも不背相守可申候、若是をなひかしろにして我俣を働き候ハ、最初より書記せし如く早速に暇遣
し可申候、惣而家の式法と言ものハ急度守らてハ不叶事

世間の躰を見るに兼而正し敷家の式法も年へぬれは漸々乱れ悪敷成事ハ安く、捨れたるを継ぐ事難成相見へ
候、国を亡し家を失ふ程の悪事も最初の起りハ少しの事而、夫より次第第二増長致し、家督をほろぼすものにて
候、何時迄も此ことくさへ守り勤候得は永代無異儀繁昌可致候

得 かけもせず高利もとらず現金に

ものを仕うれハ末は繁昌

失 売附を失ふ事は何ゆへぞ

かけと高利のふたつにそあり

天保十亥

二月七日

京都新烏丸通二條上ル

柳屋庄兵衛旅宿

矢尾新助写之

【矢尾喜兵衛の座右の銘】

司馬温公家訓

積金以遺子孫々々未必能守

積書以遺子孫々々未必能読

不如積陰徳於冥々之中以為子孫長久之計

諸葛武侯戒子書曰

君子之行静以脩身儉以養徳

非澹淡無以明志非寧靜無以致遠

【矢尾喜兵衛の所懐】

愚か案する二人々其心得方種々様子有と言へ共、凡勸善懲惡の道常ニ志し、其身ニ堅相守り至極熟懇ニ致す人々の中ニも其道を述る時ハ実感心して聞友達ハ随分無遠慮能程ニ申語るべし、我兄弟甥其外親族之中ニも我方目下之者ハ強而申聞す事真実たるへし、又我家ニ抱置奉公人出入之者へハ、是又不好と言へとも常ニ説為聞候様、然る時ハ中分の人ハ行々勸善懲惡の道理を弁へ可申ものにて候也、善を行ひ善を解聞せ可申事ハ世間の為人の爲是過たる事あらじ、生來教の入らぬものハ善事を聞と、はや焼餅氣ニ成り壞チ誹り、十二ニツも穴を見付出し、其処を付込ミ嘲り輕しめる氣風も有もの也、ケ様之類ハ扨々困り入たる迷惑者ニ候、此類多分十二三才ト廿歳迄程之処ニ、如何ニも能人ニ仕込もらいたれハ最笠と仁義の道理も弁へ可申儀ニ候、惜へき事ニ候、孟軻も人の性ハ元ト善也と被仰候儀も候へハ習ひ相遠之訳ニ而、手習比ト徐々智恵付ニ至り善人ニ近寄不申而ハ不相成事ト被存候、併善性と悪性と善柔と悪柔と此二ツニハ善ニも惡にも変し易きさせる大善大惡ニも成る事難出来ト思ハれ候、其人の志をしるニハ其交友を見るへしと古人の金言万的中恐感心の至りニ候、其友を撰ひ強欲ニ入さるやう、奢侈移らさるやう、吝嗇ニ傾さるやう我心ニ而ハ我事ハ知れあしきもの也、我か行ひを知ると思ハ、我交友の所行を能々見て我か身の動靜を勸考すへき事也

一 勸善懲惡の教を守る時ハ是ニ而人の道も立、有難事ニ候、扱今日天地の間ニ有物何一ツニ而も天の恩恵地の養育に漏たる物ハなく候、人力斗ニ而ハ物毎成就不致事ニ候、依之冥加を能知る人ハ何品ニよらず聊の物たりとも皆天地の物なれハ是を御借用仕居同前ニ候間、我か用ニ立へき事ハ天地の御ゆるし被下候処なれと、其かり物を鹿まつニいたし無益ニものを費し損し、もの、すたる事を恐れ慎ミ、兎角天地の間ニ有物ハ何品ニ而も減らぬやうニ心懸て、物を愛し用ニ立へき事ニハ用ニ立テ、其功を顕し、仮にも不益の事ニ物を費し不申やうニ始末よく、

何品二而も捨り有ものハ拾ひ上ケ何用ニ成りとも遣ひ、其品の功を取候様ニいたし候事、天地の御奉公と申もの
ニて候、ケ様に常ニ心懸候事ハ随分善心なくてハならず、氣も見もまめニて我心をつくし身をつくし不申候而ハ、
出来難きものニ候、是を行ふ人を能く冥加を知りたる人と申ニ而候也、家内の者ハ此行を能々示し、家内一同其
氣ニ成り、今日御冥加を知る時ハ万事都合能、何となく物沢山ニ成るものニて候、ものこと余り勘定詰ニ懸る人
ハ利詰ニハ見へても実意の冥加ニ廻る、意も有ものニテ候、全損得を考へする事ニハなく候なり

一
凡世間の習ひハ只金儲けさへすれハ身代よくなりて其家も長久するやうニ思ふ人八九分もあり候得とも、全左様
の事ニ而ハ無之候、今日金儲けも世間の物融通ニて彼方へ此方へと金銀の御通行なされ候儀ニ候、御百姓方の諸
作物を作り出し国益ニ相成候事ハ至極冥加ニ相叶たる道理ニ候、尤も農家の作出しもの、内ニも何の益にも相成
らず世間の為国のためニ無益の品も数多有之候、是ハ畢竟御百姓ハ天職と承り候得共、初茄子壺ツ金壺分杯と
言ふ事ハ却而農人の天職を汚す処ニ而候、只々高利ニ拘り欲得を勘へ今日当前の国用の作物ハなさず、奢侈ニ
拘り候高直の品もの斗何品ニ而も年中心懸作出し候農家ハ、御百姓の心得ニ而ハなく候、農家の持前と言ふは、
国の為ニ宜敷品物沢山作り出し可申事御百姓の冥加と申ものニ而候、此冥加を能勘弁致し耕作大切ニする人ハ、
天職の御徳ニして益々子孫も長久致し、家内打揃ふて堅固なる者ニ御座候、誠ニ以難有御家業と申ものニて候也、
諸職人等も国家の実用ニ可相成品を作り出す職人ハ、天意ニも相叶ひ冥加の地ニも至るもの也、家財にも無益の
品あり、尚又奢侈の者の弄ふて何の用にも立す、其癖高金の品杯を作り出し己か名聞斗ニ心懸る職ハ天下の国家
の用人ニあらず、却而人々を奢侈ニ趣せ氣随氣俣の玩の種を仕出すと言ふもの也、夫ニ而ハ職分の道ニあらず候、
国家の為ニ可相成品を仕出すこそ職人の国用を相勤むる処にて、天の御心にも相叶ひ益々冥加に叶ふへし、譬人
眼を驚す程の手際の細工をいたし高金を取るといへとも行々の処ハ直安の国家の用を勤る職人こそ国用の職人

と言ふもの也、商売人ハ其品々様々ニ而一概ニ申かたし、其内国家の用を相勤る品々の商人ハ則上商売人也、何の役ニも立す無益の品を売出す商人か多して百人の内八十人ハ無国用の商人なり、国家の為人の為と思ふて無益の品を売出すへからず、今日国家の実用の品を商買する人ハ自然利も薄く候得共、天地の御意ニ背かぬ商家と言ふものにて、行々天の御心ニ叶ひ冥加の地場ニも至るもの也、然ル時ハ子孫も繁昌して家内長久の端にも至るものにて候也、無益の何の役ニも立ぬ品物を売出す商人もあり、又世上の人を奢侈に引入る斗の商人あり、又今日善人も不善人ニするやうな商人もあり、質素の人も奢侈ニ趣くやうニなると、いつとなく薄情ニなり私欲ニも耽りよい物好きニ成りて、後ニハ大驕奢の偏ち高氣ニ成つて、何品不風雅の何品ハ面白味か有のと益々国用の品に疎き氣風ニ成りて風流の品を国の大要ニも有へきやうニ思ひ、今日国用を相勤る人物を軽疎致し候風合ニも至るもの也、是元を尋ぬれハ、其風体の商人か左様のわる癖を教へおだて、金銀ハ賤しき物ニして、詰らぬ物ニ大金を以求むるやうニなると、夫を誉そやしますく偏ちものニするもある也、ケ様の商人ハ一寸人柄ニ見へて、茶屋青樓の賤しき渡世の者ニも遥劣り可申事ニて候也、元來商人ハ買人ハ御客ニて其価の品ニ応じ御世話賃ニ口錢を貰ひ其御影ニ而今日親妻子且又奉公人を養ひ育ものなれハ、品物ニ塵抹なきやう塵抹あらハ明白申直段を下ケ口錢成丈薄して御客方の一度御入來あらハ其次より其見世へ不相替御入來有やうニ御客方も悦て御買物御入來被成候やうニ致す事、是則正直薄欲の二つニある処也、

此儀を常ニ忘れさるやうニ心得事肝要ニ候也、見世方の風義悪しく大柄教ニ成りて、少々の品を売ハ面倒のやうな氣味合ニ見ゆるもあり、ケ様の世見方ハ多分衰微ニ及ふもの也、大柄教する故ニ不繁昌ニなるか、ふはんしやうニ及ゆへニ氣持面白からざるハいつも不興氣も見ゆるか、義理も愛相もなき風義ニ而、年々食込ム只不景氣と斗言ふて世の中を恨む類、田舎市中ともニ数多有もの也、是ハ主人の不心得と言ふものにて人の咎ニあらず、

主人支配人の常々心得方が大事也、尚又世の中ニ商内も追々繁昌ニ及び人々の御鼻屑ニよつて身代も相応ニ成ると、いつとなく世間のもちひもよくなり、夫付て上ずりて商家の身分ニ有なから、御曆（マカレ）々の伯楽の氣に成りて大ニ糞高く、万事居家財手道具身の回り、家の女房子供大ニ奢り、古くして祖父母の代、近くして父母の代の事を忘れ、いつもかわらぬ布引の滝の涌出の身代と思ひ、金銀糠の如く今日世間の流行氣の利たる物を斗り好ミ、美しいの氣の利たるのと同じ穴の狐同志か沙汰を悦び、今日先祖親の御恩を深く思ひ家内の取締り其身の慎を第一として居る人も野保助に思ひ、世界中から皆督て居ると思ふて居る心地かして、おめす憚ず粧ニて芝居遊山玩水物詣迄も花聲（はなこゑ）なる事、是そ身知らすと言ふものにて、今日の冥加の道理を知らぬ口惜さ、はや表商売ハちと未熟の姿手代共ハ親の手元ニて世話も出来兼ると言ふて主人取した其わるも、十七八才（ちと）と人らしくなると追々奢を見習ひ聞習ひ常の喰事も栄耀ニなり、うそ言ふハ上手ニなりて、何ニ付て喧を言ひ何に付てもかこつけし外へ出てハ氣促一はい、家内の主人始メ商内の事ニ疎けれハ手代の振舞ニ氣も付す、追従でも上手言ふわろハ利口者ニ成つて御意ニ叶ひ、中ニ一人も忠義者有ても諂なれば不調法者ニ家内中（ち）別物ニして謝ならされハ忠義の隠れて不忠のわろか増長し、役ニ立者ハ主人家内の心から本道ニなけれハ大体脈を見暇を取、不忠者ハますます氣兼する事もなく己か在外親兄弟の有様の事も思ハす万両持の息子（ち）遙に勝る身容体、何一ツ是か商売の道と言ふ事も手に入らず奢を習ふ斗也、果して年々の食込積り今迄貧乏隠しニ普請したるも人の金、一時夢も覚ニけり、跡ハ申ニ及はぬ事、大抵知れた御定目、近年此類数多し、能々勘弁有へき事、とかく古格を迦さず古書を忘れず、主人仁の字底意ニ含ミ弟子有者ニ正直の功德を熟達させ、我等か如き暗者ニハ難き事ながら礼儀の二字も徐々説聞せ、家内和順して行々奉公人の為方ニ成つて一家興し、主親の恩も難有思ふ様こそめて度けれ

一 人の道ニおゐて忠孝の式ツ、其心の敬ミ其身の慎ミ是ニ過たる事ハなく候、神仏の信心又ハ慈悲善根布施供養と

いふとも及ふ処ニ而ハ無之候、忠孝の二ツ全けれハ何も此外ニ勝る事はないと承り候、此二ツハ仕よい事の天上
ニて又勤行ふ人の少ひものニ候、聖人の曰、言ふ事の難キニあらず、行ふ事の難しと仰せられ候得は、今爰ニ口
に任せた出放題、自語自筆ニ書ちらして居る、私もハイ天窓を搔て居り升

嘉永六のとし

うし仲種

天秤坊世渡述

(すえなが くにとし・同志社大学経済学部)

Abstract

Kunitoshi SUYENAGA, *Business Policies of the Iwakimasuya Kimono Fabric Dealer and the Philosophy of an Ohmi Merchant, Yao Kihei in the Edo Period*

This paper aims to introduce business policies of the large dealer in kimono fabrics in major cities and the philosophy of an Ohmi merchant. Secondly, it compares their different attitudes towards what it is to earn money and how to deal with the profits. The conclusion reveals that, in terms of moral sense, an Ohmi merchant had more sophisticated business policies.